

仙台市地域在宅療養推進連絡会育成補助金交付要綱

(平成7年4月1日衛生局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅療養者の生活の質の向上を図ることを目的として設立される地域在宅療養推進連絡会（以下「在宅ケア連絡会」という。）の活動を育成するために必要な補助金を当分の間交付することに関し、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる在宅ケア連絡会は、在宅療養者の生活の質の向上を図るため、複数の医療従事者、介護従事者等が連携し、地域における高齢者等の在宅療養者に対する医療と介護の一体的な提供（以下「在宅ケア」という。）のために活動する団体で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 地域における在宅ケアの推進についての会議、研修会、事例検討会等を継続的に開催すること

(2) 別表1に掲げる者で構成されていること

(3) 在宅ケアの推進についての会議の日程等の連絡調整及び補助金の経理を行うことを目的として、当該団体を構成する病院又は訪問看護ステーション等に事務局を置いており、かつ、当該事務局が原則として他の在宅ケア連絡会の事務局を兼ねていないこと。

(4) 暴力団等と関係を有していないこと

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、在宅ケア連絡会の行う地域における在宅ケアの推進についての会議、研修会、事例検討会等の事業にかかる事務局経費、会議開催費、研修経費、調査研究経費、その他市長が必要と認める経費とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする在宅ケア連絡会の代表者は、所定の申請書（様式第1号）に事業計画書及び支出予定額内訳書を添えて、市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、交付の適否及び補助金の額を決定し、その旨を交付決定書（様式第2号-1）又は不交付決定書（様式第2号-2）により申請者に通知するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表2に掲げる補助金上限額と補助対象経費の合計額のいずれか少ない方を上限とし、予算の範囲内で市長が必要と認めた額とする。

(事業計画等の変更)

第7条 補助金の交付を受けた在宅ケア連絡会の代表者は、事業計画書等の内容を変更しようとするときは、速やかに事業計画等変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

(交付の方法)

第8条 補助金は、規則第15条のただし書きの規定により、概算払いの方法により交付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた在宅ケア連絡会の代表者は、補助事業終了後、速やかに事業実績報告書(様式第4号)に補助金精算額内訳書及び活動状況報告書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、必要に応じて聴き取り、現地調査等を行った上で、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(書類の整理等)

第11条 補助金の交付を受けた在宅ケア連絡会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年3月26日改正)

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成25年3月27日改正)

この改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 （平成 27 年 3 月 26 日改正）

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 （平成 31 年 3 月 20 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 （令和 4 年 2 月 18 日改正）

この改正は、令和 4 年 3 月 1 日から実施する。

別 表 1 (第 2 条関係)

区分	数
往診又は訪問診療を行っている診療所又は病院	3 か所以上
訪問看護ステーション又は訪問看護を行っている病院	1 か所以上 (ただし、当該地域に訪問看護ステーション及び訪問看護を行っている病院がない場合は、この限りでない。)
居宅介護支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所などの介護関係事業所	2 か所以上
地域包括支援センター	1 か所以上
その他 (診療所、歯科診療所、病院、薬局等)	任意

別 表 2 (第 6 条関係)

当該年度内に実施する会議、研修会、事例検討会等の開催回数	補助金上限額
1 回	1 1 0, 0 0 0 円
2 回	1 7 0, 0 0 0 円
3 回	2 3 0, 0 0 0 円
4 回	2 9 0, 0 0 0 円
5 回以上	3 5 0, 0 0 0 円